

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

宛先 甲斐市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 〒400-0115 甲斐市篠原2610番地	フリガナ カブシキガイシャ カイサンギョウ	氏名又は名称 株式会社 甲斐産業	代表者の職氏名印 代表取締役 甲斐太郎 (印)	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
提出日 1年9月1日提出		給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ カイ イチロウ		特別徴収税額(年税額) 円	徴収済額 (イ) 6月から 9月から 8月まで 5月まで 円 円	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 円	異動年月日 1・8・31
氏名	甲斐一郎 (旧姓)		生年月日	昭和・平成 50年1月1日		個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
1月1日現在の住所	甲斐市島上条2254-1		給与の支払を受けた後 なくなった後の住所				

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由	徴収月	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		
異動者印		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	フリガナ	氏名	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
フリガナ	氏名又は名称	電話	納入書 要 ・ 不要	
代表者の職氏名印 (印)		(内線)		

【提出先】〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 甲斐市役所 市民部 税務課 市民税係

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者指定番号	事業所指定番号(8桁)	※市町村ごとに異なります
宛名番号	1	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課 人事労務係
	氏名	甲斐 花子
	電話	055-276-2111 (内線 123)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職手当等の支払額(支払予定額)
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) (月 日納期分) ③ 普通徴収理由	円 5,000,000 勤続年数 10年
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
1 (普B)	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者	
2 (普C)	毎月の給与が少なく、税額が引けない	
3 (普D)	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	
4 (普E)	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
4 前勤務先で最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。